

NBL Square

国際カルテル事件における 米国への犯罪人引渡事例が 公表される

——マリンホースカルテル事
件からの示唆

弁護士*

平山賢太郎

Kentaro Hirayama

米国司法省は、本年（2014年）4月4日、「反トラスト法違反で初の犯罪人引渡」（FIRST EVER EXTRADITION ON ANTITRUST CHARGE）と題する報道発表を行い⁽¹⁾、マリンホース国際カルテル事件におけるイタリア国籍被告人がドイツ国内で逮捕され、同人について米国への犯罪人引渡が行われた旨公表した。報道発表によれば、本件は反トラスト法違反を理由とする犯罪人引渡の初の事例であるとのことである。

マリンホースカルテル事件⁽²⁾は、米国内に集合し会合を行うなどしていた各社役員等8名が2007年5月2日に一斉に逮捕されるという異例の調査開始、各国当局ほぼ同時期の立入検査実施等に始まり、その後も、逮捕者のうち英国籍の3名について米国司法省との司法取引に基づいて英国へ帰国し同国にて刑期に服する旨の当局間調整（米国司法省2007年12月12日付報道発表）、イタリア系企業従業員2名（うち1名は上記の逮捕者）に対する米国裁判所における無罪判決（2008年）、日本国籍被疑者による反トラスト法違反に加え海外腐敗行為防止法（FCPA法）違反についての有罪答弁（米国司法省2008年12月10日付報道発表）等、市場規模の決して大きくない商品に係る事件でありながら異例の手続・当局間協力実績等が積み重ねられてきた事件であるところ、本件はこれらに新たな記録を加えるこ

ととなった。

米国政府は本件被告人の出発地（ナイジェリア）、途中降機地（ドイツ）、および目的地（イタリア）を含む110ヵ国との間で犯罪人引渡条約を締結している。もっとも、犯罪人引渡条約においては一般に引渡要件として「双罰性」（引渡の根拠たる行為が引渡請求国・被請求国いずれにおいても刑事処罰の対象とされていること等）が必要とされているところ、ナイジェリアでは競争法が施行されておらず、イタリア競争法には刑事罰規定が置かれていない⁽³⁾。これに対し、ドイツ法は（カルテルではなく）談合について刑事処罰規定を有しているので犯罪人引渡を行うにつき重大な支障はなかったといえる。また、ドイツを始め各国法は「自国民不引渡」方針を定めていることが多いものの、本件はドイツ政府にとって他国民（イタリア人）の引渡であった。

米国反トラスト法における公訴時効は5年であるが、この間に起訴が行われた場合には時効の完成は妨げられる。本件被疑者は2006年11月以降カルテル行為に関与していなかったことがうかがわれるところ（2007年5月（調査開始日）には同社の別の従業員が逮捕されている）、同人がドイツ国内の空港において逮捕されたのは2013年6月のことであった。本件被疑者について米国反トラスト法上の公訴時効が2006年11月、2007年5月、他の時点のいずれから進行するかについては先例や事実関係を踏まえた慎重な検討も必要となり得るところであるが⁽⁴⁾、本件では同人について2010年8月に起訴状（indictment）が提出されたことにより時効の進行が停止し、時効完成は妨げられていた⁽⁵⁾。

近年、国際カルテル事件に対する各国当局の協力による調査が拡大しているところ、本件は、日本政府に対して米国政府が国際カルテル事件に関連して日米犯罪人引渡条約に基づく引渡を請求する可能性や引渡の実現可能性について検討を深めておくことが重要となりつつある中で公表された。本件は、各国政府が国際カルテル事件において立入検査の日程調整のみならず被告人の身柄確保について

も具体的な協力関係を実現しつつあることを示したものであり、海外事例ではあるものの日本人にとっても無関係ではなく注目すべきものといえる。また、日米犯罪人引渡条約やわが国犯罪人引渡法における双罰性要件（公訴時効等）、「自国民不引渡」に関する解釈や取扱いについて検討するに当たっても、本件は貴重な素材を提供するものと思われる。

* 西川シドリーオースティン法律事務所・外国法共同事業

- (1) <http://www.justice.gov/atr/public/press_releases/2014/304888.pdf>.
- (2) マリンホースカルテル事件の事案の概要については、大川進＝平山賢太郎「マリンホースの製造販売業者に対する排除措置命令及び課徴金納付命令について」公取693号（2008）69頁が詳しい。また、本件審査における各国競争当局の審査協力の概要については、当局間会合である国際競争ネットワーク（ICN）国際会議における各国当局職員によるパネルディスカッション資料（<http://www.internationalcompetitionnetwork.org/uploads/library/doc729.pdf>）が参考となる。
- (3) 過去のカルテル事件における英国から米国への犯罪人引渡事例においては、違反行為当時の英国競争法にカルテルに対する刑事罰規定が存在しなかったため、双罰性要件が満たされる司法妨害（刑事罰の定めがある）を理由として引渡が行われた。
- (4) なお、双罰性について検討するに当たっては、米国から引渡請求を受けた国の法律に基づく公訴時効についても具体的に検討すべき場合がある。
- (5) 同人は国際刑事警察機構（通称Interpol）による指名手配リスト（いわゆる red notice）に掲載されていたようである。指名手配リストはInterpolウェブサイトに掲載されており、国籍・氏名等により検索できる。